第四十五条中第四号を第六号とし、第三号を削り、第二号の次に次の三号を加える。

三　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

四　産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、資源循環課及び廃棄物適正処理推進課の所掌に属するものを除く。）。

五　廃棄物の処理に関する基準に関すること（資源循環課の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令の一部改正）

2　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成三十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち環境省組織令第四十三条の改正規定中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十八号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表長官官房の項中「八人」を「九人」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十九号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千二百円」を「八千四百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂